

平成23年第35回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

平成23年12月5日

【開 会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 1番 柴田 勇雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | (1) 台風15号による被災状況と復旧事業について | |
| | (2) 消防屯所整備の地元負担の実態と今後のあり方について | |
| 2 | 6番 橋場 清廣 君・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| | (1) 予算編成の基本方針について | |
| | (2) 検討事項の報告義務について | |
| 3 | 5番 山岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| | (1) 原発事故の影響について | |
| | (2) 集落道の改良・整備について | |
| | (3) 交流人口の受け入れの対応について | |

平成23年第35回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (本会議)

告示年月日	平成23年11月9日(水)					
招集年月日	平成23年12月2日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成23年12月2日～平成23年12月7日 6日間					
会議の月日	平成23年12月5日(月) 開会10時00分 閉会13時38分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3番	姉帯 春治		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局	楢木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	橘 隆	病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には3名の議員から一般質問の通告がありました。

一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

それでは、私から、次の2項目について質問をいたします。

最初に、台風15号による被災状況と復旧事業について伺います。

9月13日、日本の南に発生した台風15号は、始めに南大東島に接近し、その後沖縄本島近海で停滞、迷走したあと、9月20日に戦後最大級の強い台風に変化した。9月21日に静岡県浜松市付近に上陸し、北東に進路を変え、速度を速めるとともに急速に勢力を強め、東海、関東、東北地方を縦断、22日に北海道東方沖で温帯低気圧に変わっております。この台風により、強風、大雨、洪水、倒木、停電等が発生し、各地で大きな被害がもたらされました。

当町でも、この台風15号の影響により、人的被害がなかったものの、町内全域にわたり、河川、道路等が甚大な被害を受けております。1時間当たりの降雨量は、そう多くは感じなかったものの、断続的に多量の雨量からか、河川は濁流増水を続け、戦後に襲ったカスリーン、アイオンの超大型台風並みの水量だったと、年配の方々もびっくりしている台風でした。

町の調査では、台風15号による町施設関係で、土木災害66カ所、農業災害31カ所、林道災害7カ所の計104カ所で被害を受け、その被害総額は730,000,000円と公表しております。

町では、このような被害状況を町民からより理解をいただくため、10月24日から26日にかけて、町内6カ所で台風15号関連被害状況報告会を開催しております。私もこの報告会に出席してみて、災害は住民生活に多大な影響を与え、早い復旧を待ち望んでいるのだなということを感じ、また、町の災害箇所には載らないような小さな災害要望

が存在することも実感いたしました。このような災害報告会は、町では初めての企画開催と思われます。少人数でしたが、町民の生の声が役場に直接届き、対話できるという意味では大きな成果と受け止めております。

さて、本題の質問ですが、災害状況報告会で、町所管施設の災害状況はよく分かりましたが、県施設等を始めとした災害状況は不明でしたので、町全体の被害状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。また、単に災害箇所は何カ所といても、被害程度がよく把握できませんでしたので、被害の大きかった被災箇所を明示していただきたいと思っております。

二つ目に、葛巻観測所のデータでは、9月20日午前4時20分からの降り始めから、22日午前5時までの総降雨量は123ミリで、21日から22日の24時間降雨量は90ミリとなっております。実は、この数値だけを見ますと、降雨量は確かに多いものの、このくらい大きな災害をもたらす雨量になるのかなという心境を持っております。町当局では、今回の災害発生からして、この降雨量と被災状況関連分析をどのように見ているのかお伺いいたします。

三つ目に、被災状況報告会のことにつきましては、先ほど私の所見を言いましたが、町が初めてこの報告会を開催し、どのような所感を持っているのでしょうか。また、この報告会では、住民の方々からどのような要望や意見等があったのか、その内容をお尋ねいたします。

四つ目に、これから本格的な復旧事業が進むわけですが、国の災害査定や調査も終わったと思っておりますので、今後復旧に向けた段取りや具体的取り組みについて伺います。

次に、消防屯所整備の地元負担の実態と今後のあり方について伺います。

消防団は消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関と規定され、その組織で活動する消防団員は、非常勤特別職の地方公務員の身分になっております。

消防団員は日ごろ地域の消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていることは、ご案内のとおりでございます。

消防団員は常勤の消防職員とは異なり、火災や災害発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、その地域での経験や知恵、工夫を活かした消火活動、救助活動等に当たります。また、休日等には火災予防点検や通常訓練に汗を流し、台風や暴風雨のときには予防警戒出動、さらに祭典時の警戒、人命救助に関わる捜索活動など多岐にわたり、地域防災の守り神的存在としての活躍に日ごろから感謝し、敬意を表しております。また、町から自動車ポンプ等の装備と僅かな報酬が支給されておりますが、その活動ぶりはまさにボランティア精神で成り立っており、頭の下がる思いでおります。

その消防団員の防災活動拠点となるのが、消防分団屯所です。屯所は集会待機室に消防車両や消火に必要な機材が保管される車庫が併設されているのが通例となっております。

このような状況の中、9月の一般会計補正予算第2号で、第15分団屯所ですが、当初工事請負費の町単修繕事業から金額を増額して、町単単独補助金の新築事業費に組替え計上され、議決された経緯にあります。議決したあと、私はいささかの疑義が頭の中

をよぎりました。

その第1点目は、分団屯所は補助金で整備するものではなく、消防署建設と同じ考えの町の公共財産であることから、町が責任を持って整備すべきものと考えます。

第2点目は、補助金額の算定ですが、単に建築費用のみでなく、取り壊し費用や防災設備、必要備品費用等の算定は加味されているかどうかの問題がありました。

第3点目に、補正予算には寄付の予算科目が見当たりませんでした。但实际上に地区負担の実態はどうなっているのかの問題がありました。

このようなことから、あえて確認の意味合いを込め質問をするものですが、消防分団屯所を整備する際の地元負担の実態はどのようになっているのでしょうか。また、今後の整備のあり方をどのように考えているのか、最初にお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

まず、1件目の台風15号に関するご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目につきましては、去る10月11日の臨時町議会での行政報告と重複する部分もございますが、ご質問でございますので、改めて答弁をさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

1点目の町全体の被災状況と被害の大きかった被災箇所についてであります。台風15号による被災箇所は町内全域に及んでおります。

公共土木施設等の被災状況であります。河川につきましては、外川川や星野川などの準用河川が9河川、内ヶ沢川などの普通河川が7河川で合計16河川が被災をいたしており、39カ所で概算復旧額は372,000,000円であります。

町道につきましては、小屋瀬塚森線の一級町道が1路線、西里川場台線などの二級町道が4路線、種屋敷線などその他町道が11路線で合計16路線が被災をし、27カ所で概算復旧額は156,000,000円となっております。

農業用施設につきましては、農道垂柳線など4地区で4カ所被災し、概算復旧額は114,000,000円あります。農地につきましては、災害復旧事業の申請対象箇所が触沢など4地区で27カ所に及びまして、この概算復旧額につきましては20,000,000円あります。

林道につきましては、案内沢線など5路線が被災をし、7カ所で概算復旧額は68,000,000円あります。

これらを合計いたしますと104カ所で被災をし、概算復旧額は730,000,000円となっております。

また、特に被害の大きかった被災地区であります。平船、垂柳地区で農道、林道合わせて170,000,000円、次に浦子内、中外川地区の河川、林道で105,000,000円、星野地区の河川で90,000,000円となっております。なお、公共土木施設では、被災箇所1

カ所あたりの事業費としては、被害の最も大きかったところでも16,000,000円程度となっております。

2点目の降雨量と被災状況との関連分析についてお答えをいたします。

葛巻の観測所、役場裏の観測所でございますが、この記録でありますと、9月20日午前4時20分を降り始めとして、22日午前5時までの総降雨量は123ミリメートルとなっております。また、21日午前5時から22日午前5時までの24時間の降雨量は90ミリメートルとなっております。

昨年7月の降雨は局地的な、いわゆるゲリラ豪雨で短時間に激しく降ったことにより地中に浸透するいとまもなく流れて被害を発生させましたが、今回は町内全域において同じような降雨状況にありました。台風の通過以前に前線が停滞、あるいは通過したことにより、9月に入り日雨量で20ミリメートル以上の降雨の日が5回ございました。特に13日は52ミリメートルで、18日には50ミリメートルを観測し、まとまった降雨で土砂災害が発生しやすい状態にあったところに、台風15号の通過に伴う大雨により町内全域にわたって被災したものであります。

3点目の被害状況報告会の開催と所感と主な住民要望についてお答えをいたします。

各担当課におきまして町内全域の被災状況把握のため、それぞれパトロールを実施し、併せて付近の方々からの聞き取りなども行ってまいりました。応急的な復旧対策に加え、国、県への迅速な被害状況報告のため短期間での対応を求められたり、増水した河川では水の引き際に崩落する場合もあるなど、小規模な被災箇所などで把握漏れが生じる可能性も想定をされます。そのようなこともあり、各地区ごとに町からの情報を説明するとともに、地元の方々から被災状況を確認する機会ともなり、開催意義の大きい報告会であったというふうに感じております。参加者からも、こうした報告会の開催については評価の声をいただいたところであります。

説明会の中では、ご質問やご意見、ご要望をいただいたところでありますし、その内容といたしましては、地区内の被災箇所について町として把握できているかの確認を始めとして、歩行者の安全確保のための歩道や側溝の修繕の要望のほか、次の増水時の災害予防の観点から、河川内の倒木処理、地域で対応できないような用水路や側溝等の土砂の撤去などを求める発言がございました。また、大石地区からは増水のたびに冠水し作物に被害が出ることから、鈴鹿口地区のような河川改修を望む意見が出されました。また、屋外告知放送が聞こえない場所の解消を求める意見もございました。

4点目の復旧事業の進め方等今後の見通しについてお答えをいたします。

公共土木災害では、21次査定が11月21日から25日まで、22次査定が11月28日から12月2日まで2週にわたって実施されたところであります。今月5日から9日まで林道災害査定が、19日から23日まで農地・農業用施設災害査定が実施される予定であります。これらの現地調査により事業費が確定されますが、本年度は事業費の8割程度が配分されるものと想定をいたしております。

今後の予定であります。国への補助申請手続きなどを進めるとともに、年明け後に補正予算をお願いし、工事費を確保した上で国の補助金交付決定と配分を受け次第、順次工事を発注してまいります。特に、農地については、来年の耕作に間に合うよう早期

復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。このほか、国の災害復旧事業の対象とならない小規模な被害については、町単独の農地災害復旧対策事業を創設いたしまして復旧を図るべく事務を進めてまいります。現在、事業要望箇所を取りまとめ中であり、来年の耕作に影響が出ないように年度内に復旧が完了するよう進めてまいります。

2件目の消防屯所整備に関するご質問にお答えをいたします。

各分団の屯所整備につきましては、以前に内規を変更し、それまでの町直営による整備から地元主体による整備に対する補助方式に転換をいたしておるところであります。近年、それ以降であります、補助方式により屯所を整備しておるわけであります。

その後19年度に14分団、20年から21年度には第12分団が整備をいたしております。おそらく補助方式に転換したことに起因するものと思われませんが、その後の屯所整備では、以前の基準の15坪を大きく上回る規模となっております。28坪を超えるものもあり、平均でも25.6坪というふうになっております。

分団として、あるいは地区としての利用形態についての考え方などにより、詰め所部分の規模を考慮した結果であろうと推察をいたしておるところであります。これに伴って地元の負担も増大する傾向となっております。補助基準を超える部分については、地元が負担することについても、地元建設委員会等において十分検討考慮の上の整備であろうと認識をいたしてきたところであります。しかしながら、補助方式に変更してから全体として面積が大きくなり、これに比例して地元負担が膨らんでいることから、ここ10年くらいの期間を考慮した場合でも、各分団内の戸数の減少や景気低迷などにより、一時期での地域負担は年々難しい状況になっているものというふうに認識をいたしております。したがって、今年度において実質的な住民負担を補助基準から、あまりか離さないような基準とすることを主眼として見直しをしたところあります。

今回の見直しでは、補助事業費を5,000,000円から8,500,000円まで引き上げ、基準面積も15坪から、実情を考慮し25坪まで拡大することで、町補助金を3,330,000円から6,600,000円に倍増する一方、地元負担は1,660,000円から1,650,000円に、10,000円ほどありますが引き下げ、ほぼ同額のままとしたところあります。これによって、今後は補助基準に合った地元負担に収れんしていくものと期待をいたしております。

次に、今後の屯所整備のあり方についてであります、今回地元負担の適正化の観点から補助基準の引き上げ、地元負担を大幅に軽減する内容の大きな見直しをさせていただいたところありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、台風15号関連なのですが、公共土木の分については査定を受けたというふうなことなのですが、この結果はどのような、12月2日までかかったというふうなことをございですが、この結果はいつくらいに判明するのでしょうか。その点について、まずお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

査定結果というご質問でございますけれども、お答え申し上げます。

査定と申しますのは、現地でもって1件1件、国から査定官が参りまして、財務省も立会するわけなのですが、申請者と3者でもって現地でそれぞれ事業費を確定していくものでございまして、既に今町長の答弁にもございましたように、現地での査定は終了しております。

件数にしますと、ご案内のとおり66件全てが補助対象という結果になっております。

結果でございますけれども、河川災害につきましては、申請が272,272,000円に対して、査定結果が241,111,000円の結果となっております。ちなみに、査定率でございますけれども、88.56パーセントというふうな結果でございます。

それから、続きまして道路でございますけれども、同じく申請が132,377,000円に対しまして、128,970,000円というふうな査定結果になっております。査定率でございますけれども、97.4パーセント。

道路、河川合計しますと、申請額が404,649,000円の申請に対しまして、査定結果が370,081,000円となっております。申請額と査定額の結果でございますけれども、これは査定率というふうな表現させていただいておりますが、91.46パーセントという結果になっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、この公共土木等については、早い機会にというふうな形になってくるわけですが、終わった分については、先ほどもお話ありましたけれども、早くというふうなことでございますが、目途とすれば、こういったような部分では、予算化はどのような形になっていくのでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

今後の目途でございますけれども、例年でございますと、配分につきましては1月中旬程度になろうかなというふうに思っております。

現地査定の結果で、緊急度等も併せて査定していただくわけでございますけれども、当町の場合には4段階の緊急度の中でも3番目というふうな緊急度になっております

が、予算配分につきましては、いずれにつきましても1月にはくるものというふうな認識を持っております。当然そのあとで復旧工事に着手するわけでございますけれども、発注につきましても、1月中には発注したなというふうな基本的な考えでおります。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

分かりました。

林道、農地等についてはこれからというふうな形になってくると思うのですが、これについても大体公共土木と同じような見通しになるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

林道、農地・農業用施設災害とも同じような内容でございます。

ただし、ご案内のとおり、農地・農業用施設災害につきましては、既に激甚災害の指定を受けておりますので、財源的な観点から申しますと、非常に補助率は高いものになるのかなというふうな認識を持っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

あと、災害報告会で住民から寄せられたいろいろな、先ほどの答弁もありましたけれども、要望等について、こういったような、寄せられた要望の処理については、どのような中身になっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

情報等の提供につきましては、いろいろ自治会長さんを始め、各班長さん等にもご迷惑をおかけしたわけでございますけれども、説明会、報告会での結果につきましては、個人的なもの、あるいは、何と言いますか、広範囲のもの等々にいろいろ分かれたわけでございますけれども、いずれ個人の関係したものににつきましては直接うちの方から、建設水道課の方からご回答申し上げます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

直接説明をしているというふうなお話でございますが、一部に要望したのがその後どうなっているのかなというふうな声も聞こえております。もう一度確認の上、精査しながら、その要望した方についても、その処理の方法についてご連絡すればいいのではないかと思いますので、これは要望ですが、そのような事務処理をぜひ望むところでございます。

それからまた、今回コミュニティの太陽光の発電設備、これについても今時議会に提案されているわけでございますが、これについては災害が発生したような部分について、いろいろ住民生活に、避難所に集まった場合でも支障が出ないようにというようなこと等が含まれているわけでございますが、現在のこの地域防災計画なのですが、避難所、今回のこのセンターの方に入っているのですが、この避難所の方には、例えば四日市の四日市コミュニティセンターとか、田屋地区の田屋集落センター、あるいは垂柳の夢見る里ふれあい交流館、こういったようなことが防災計画には避難所になっていないわけですね。こういったような、私は不整合ではないのかなと思うのですが、こういったような部分で地域防災計画についても、その見直しは早急にやるというようなお話だったのですが、まだ、この動きが全然見えてこないのですが、災害はどんどん、たくさん、このように最近出てきております。こういったような部分については、地域防災計画の中身は、どのような形になっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

防災計画の見直しの関係についてのご質問でございましたので、お答えをさせていただきます。

前にも、議会等でも年度内に作業を進めて見直しを進めたいということで、取り組んでおりますというようなことでご回答申し上げてございます。

全体の中で見直しの会議を進めてございまして、これまでに4回、毎月1回というような目標で進めておりましたが、若干そこまではいっておりませんが、大きな全体での各課等での協議を4回ほどしてございます。そのほかに、それぞれ各課と分署、あるいは総務企画課との間で課題となっている点等について調整をするなどを今進めているところでございます。

そういった中で、今ご質問のありましたような四日市ですとか、防災計画上には避難所として規定されていない地区センターもあるという部分も了解してございます。そういった部分も含めて、それから災害、防災への危険区域に係っているような避難所等も

いくつかございます。そういった部分の対応をどのようにするかという部分も今詰めてございます。

それから、もう一つは今回の大震災、津波等の関係で国の方からも来てございますが、避難勧告の発令、その際に明確な基準をあらかじめ設定しておいて、その基準に達したら素早く避難勧告、あるいは避難指示が出せるような基準を各市町村で定めなさいというような部分が来ております。それについて、今どのような、そういう基準の定め方が当町としてできるのか。例えば、河川の水位がどこまで上がった場合に避難勧告を出すとかといった場合に、現在観測地点が1カ所しかございませんので、その1カ所をもって、そういうものに対応できるのかどうか。あるいは、そういう観測地点をもう少し、なんとか何カ所か増やして、そういう水位の上昇について、ある程度総合的に判断できるような体制も取りながら、そういう基準も設定していけばいいのかというような部分等についても、今現在詰めさせていただいているところでございますので、そういった部分で多少、単に字句の見直しという部分を超えている部分もございますので、少し時間はかかってございますが、今ご指摘いただいたような分も含めて今検討しているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

分かりました。

この地域防災計画の見直しと、この災害の発生は、いつ、どうなるか分からない問題でございますので、地域防災計画が現在のこの体制に合ったような、早急な見直しが必要かと思っておりますので、早くやっていただきたいなど、そして皆さんの方にお示しをいただきたいなということでございます。

それで、この間の大雨、非常に多かったというようなことで、この集会施設に行く道路が冠水したというふうなこともあったように聞いておりますが、町道が避難道路にもなるわけですが、そこが冠水したというようなことになりますと、その避難道路もやはり改良、改善をしなければならないのではないのかなというふうなことでございます。特に垂柳地区の集会施設の部分でございますが、こういったような部分については、避難道路のかさ上げ等が必要ではないのかなと思うのですが、そういったような意味ではどのようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

垂柳地区の農道垂柳線かと存じますが、お答え申し上げます。

この道路は中山間事業で整備した道路でございますけれども、馬淵川沿いに併設した

道路となっております。河川管理者との関係もございまして、あのような道路の高さ等を設定させていただいたわけでございますけれども、災害復旧事業と申しますのは原型復旧が原則でございまして、今のところ元の高さの道路に復旧するというような計画でございまして、ただ、こういった事実がございまして、これを越水させない構造にするというのは、別途単独費等での検討が必要になろうかなというふうに考えておりますが、今後の重要な検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

その認識は持っているようですので、こういったような部分については、やはり避難所に通ずる避難道路については、何の事業でやったかは関わらず、この改善が必要かと思っておりますので、よく十分内容検討をしていただきたいなど、このように思っております。それでまた、災害復旧については、いずれ来年度の作付等もございまして、いずれ早い復旧を願っているようでございますので、最大限の努力をし、一層のご努力をお願いしたいなど、このように思っております。

それから、屯所整備でございますが、大分屯所整備も進んでいるかと思っておりますけれども、現在この屯所で老朽化が進んでいると思われる施設はどのくらいあるでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

老朽化の状況というご質問でございます。こういった程度のところから老朽化という部分もございまして、昭和50年代に建築された、50年代は町直営での建設になっておりますが、50年代が2カ所、すみません、3カ所でございます。60年代が2カ所以降は平成になってからの建築でございます。それと、6分団につきましては昭和40年代ではないかなと思っておりますが、そういったような状況になってございまして、一部年数の経っているもの等もございまして、かなりは平成になってから建っている部分も3分の2程度かなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

比較的新しいような施設になっているなど、そのようにお見受けをいたしました。この屯所の性格なのですが、先ほども申し上げましたが、立派な公共施設だと私は思って

おりますが、この補助のような方式で建設すべきなのか、それからまた、町が直接整備すべきかの問題になってくるわけですが、私はどちらかと言えば、この屯所の整備については公共施設だと、したがって町が責任を持って、やはり公共施設の整備を図らなければならないのではないかと考えているのですが、町ではこういったような面ではどのように思っているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

これまでの経緯をお話申し上げますと、昭和53年に10分団を整備しておるわけですが、それから平成8年まででございますけども、その間に約12の分団等が整備をしておるところであります。これにつきましては、町長からもご答弁申し上げますように、建設事業費4,000,000円ほどにして、基準面積も15坪程度、そして、3分の1程度を地元の負担ということで、これにつきましては補助といいますか、直営方式でこの間しておりますので、補助金で町の方にいただきまして、事業を進めてきたという経緯がございます。

ところが、先ほども町長から答弁しておりますが、平成9年4月に2分団、1分団の屯所の整備を進めた際に、その内規であります、直営方式から補助方式に、そこで変更しておるわけであります。これは推測であります、町民のそうした意向等も踏まえながら、そしてまた、内部検討等も重ねていただいた上で、そのような方式に変えてきたであろうと、このように思っておるところでございます。そうした経緯も十分に尊重しながら、今回従来の補助方式で地元主体の整備ということで、これにつきましては、地元の意向を十分取り入れられること等のメリットといいますか、こういったふうなことも考慮いたしまして、そういう中に今回も、これまでの経緯、そういう中に平成9年からずっと進めてきましたが、そういう中で、先ほどもご答弁申し上げましたように、規模的にも15坪という基準でありましたが、最近の整備からいたしますと、平均的にも25.6平米ほどになっていると、あるいは実態として、その実績といいますか、そういったふうなものも勘案しますと、かなりの事業費に、基準と実態との差がございましたので、これらもしっかり見直ししながら、できるだけ地元の負担の軽減を図りながら、しかも地元主体といいますか、そういうメリット等も尊重しながら、今回はその基準額、あるいは基準面積等々大幅に見直しをして、地元の負担を軽減といいますか、そういったふうなことも、しっかりと捉えた中での見直しをしたところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

屯所を建設する際には、これまでの基準は基準として、これまでは、どちらかと言えば、町の財政状況等もあまり芳しくなく、そういったような形での整備を行ってきたというふうな理由も大体は分かっておりますけれども、例えば、今公共建設基金などを積んでいるわけでございますので、時代の要請が変わってきているのではないのかなと、特にこういったような公共施設を整備する際には、地区から負担を求めるものではなくて、やはり町自体が責任を持った公共施設、屯所整備などを、私は図っていくべきではないのかなと、どこの屯所の場合でもですね。それで、こういったような部分については、その基準の見直しとか、今回は大幅にやりましたよと、それはそれとして分かりますけれども、やはり今後の整備のあり方といたしましては、やはり公共施設でございますので、やはり町が責任を持った施設整備を図っていくべきではないのかなと、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

将来的には、状況等を見ながら、地域の負担の適正化といいますか、そういう観点からも、今お話いただきましたような部分も含めて見直しといいますか、そういう時期もあるかと思いますが、当面、今回そういう見直しを、ひとつの基準を見直して、今回9月の議会でもご賛同いただきまして、今進めておるところでございますので、そういう中に、将来的には今お話いただいたような部分等も含めて、住民の負担軽減、あるいは適正な、やはり、そういう観点から総合的に検討させていただきたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

地財法を見ますと、法令の根拠に基づかないものは住民に負担を求めてはならないというふうな1項目があります。こういったような観点から見ても、やはり私は、町の責任でこういったようなことは整備した上で、消防団員の方々から地域を守っていただけるような施設でなければだめだと、このように思っております。

今副町長の方からも、そのような方向で検討したいというふうなことでございますけれども、そういったような姿勢を崩さないで、ぜひ、こういったような部分については町が、消防団員の方々が安心して活動できるような施設づくりを、ぜひやっていただきたいということを申し上げて、私は終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時47分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。

6番、橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

私からは2件について質問をさせていただきます。

まず始めに、予算編成の基本方針についてお伺いします。

24年度の予算編成の作業がまもなく始まると思います。予算編成に当たっては、会計年度独立の原則、あるいは後期基本計画に基づき予算編成されると思いますけれども、2期目の鈴木町政がスタートし、最初の予算編成となります。多くの町民が、公約にもありましたけれども、鈴木町政独自の施策を展開し、個性的なまちづくりの推進を期待していると思います。そこで、鈴木町政が目指すまちづくりの予算編成の基本方針についてお伺いをいたします。

2件目ですけれども、検討事項の報告義務についてでございます。

くずまきテレビの開局に伴い、多くの町民が行政情報を視聴されていると思います。番組の中で唯一議会中継が生放送され、定例会においては録画でも視聴できるようになりました。議場に出向いて傍聴することなく、自宅で見られることから、多くの町民の方々が中継を見ていると思います。

このような状況の中で、定例会、委員会、あるいは臨時議会の質疑において、検討しますなどとの答弁がありますけれども、質疑に対する答弁は、議員のみならず町民に対する答弁でもあり、重要課題などについては時期を捉え、定期的な検討事項の報告が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、町長の行政報告は、議会の冒頭に行われております。重要課題などについては、議会との調整を図り、議会の開催を待つことなく、テレビでの報告が有効だと思いますけれども、町長自らの行政報告の番組を作れないものか、その考えをお伺いします。

若干、通告よりはみ出しているかもしれませんが、その点については2回目等でお伺いしたいと思います。以上、2件についてご答弁をお願いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの橋場議員の質問に対しまして、お答えを申し上げます。

1点目の予算編成の基本方針についてお答えいたします。

1期目の就任当時を振り返ってみますと、全国の山村、小規模自治体は国からの交付金等の削減により財政状況は一層厳しさを増し、国が強力に推し進めてきました平成の大合併などで将来への夢や希望を持たず、疲弊し、基礎自治体として存続が厳しい状況にございました。そのような中、私はこの4年間自立の町を目指し、山村が持つ豊かさや魅力を再認識しながら夢に挑戦するまちづくりを唱え、町民の皆様が住み続けたいと思える町、そして自分の生まれ育った町に誇りを持てる町、そして山村のモデルの創造に取り組んでまいりました。

特に、厳しい状況でございました町財政につきましては、行財政の効率化を推し進めることで、町債残高を削減しつつ各種基金の造成を図るなど、財政健全化に一定の成果を上げることができたと、そのように思っております。葛巻病院の経営健全化、医師確保、町の基幹産業である酪農と林業の振興及びまちなか活性化など自立の町を目指していくための基盤固めができたものと考えております。

安心して暮らせる町、そのために私は、町民の皆様が日々の生活で感じている様々な不安をひとつずつ解消していく、そのことが本当の意味での豊かさや幸せにつながってくるものではないかと考えております。これらの不安を一つでも多く解消し、町民の皆様が本当に安心して暮らせるまちづくりを推進することが、2期目の町政において最も優先的に取り組むべき課題であると考えております。そのために、私はこれからの4年間において町民の皆様の声を結集し、安心を実現する町政を推進し、山村の持つ機能を十二分に活用した一歩先行くまちづくりを推進するために全力を傾注してまいります。

このことから、2期目のスタートとなる新年度予算編成の基本方針について、安心して暮らせるまちづくりを推進するための各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。町民の不安を解消し、安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大きく五つの不安を解消する必要があるというふうに考えております。

一つ目には健康、あるいは医療の不安解消であります。二つ目には子育ての不安解消であります。三つ目には所得向上、あるいは雇用創出、担い手育成に対する不安解消であります。四つ目には環境問題でありましたり、災害時の不安解消であります。五つ目には将来に向けての、この人口減少に対する不安解消であります。これらの不安を解消するための施策を柱に据え、新年度予算を取りまとめしていく考えであります。

一方で、地方自治体の当初予算の編成は、国の予算における地方交付税の動向に大きく影響を受けるものであり、国の予算編成における地方財政対策の動向を注視しながら、新年度予算の編成に努めてまいります。

まず、国の状況であります。新年度予算については、9月に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組換え基準において、平成24年度から平成26年度までの3年間の予算編成の枠組みを定めた中期財政フレームを順守しつつ、東日本大震災津波からの復旧、復興、原子力災害の速やかな収束並びに我が国経済社会の再生に全力を尽くす一方、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しによる歳出全般にわたる改革に全力を挙げることであり、歳入歳出両面にわたる制度改正や徹底した見直しが行われているところであります。

また、来年度の地方財政は、地方交付税については前年度からの繰り越し約1,000,000,000,000円が見込めない中、前年度比約1.6パーセント減という非常に厳しい試算が示されたところであります。東日本大震災津波に係る地方の復旧・復興財源を確実に確保する必要があることに加え、子ども手当の制度設計と平成22年度税制改正に係る地方増収分の取り扱い、さらには、社会保障と税の一体改革についても議論が進められており、これから年末にかけて、国の動向には細心の注意を払わなければならない状況にございます。

一方、県では東日本大震災津波からの復旧、復興に向けた経費に多額の財源が必要と見込まれる中、公債費が今後数年をかけて償還ピークに達することや主要3基金の残高が大幅に減少していることなどから、財政運営はこれまでも増して非常に厳しい局面を迎えております。このようなことから、引き続き、徹底した歳入歳出の見直しによる財政健全化を継続して進めていく必要があります。

来年度は町総合計画後期基本計画の最終年度でもあります。厳しい財政状況下においても諸施策を計画的に推進し、町民福祉の一層の向上のため、創意工夫を凝らし、事務事業の統廃合や再構築を積極的に進め、優先度、緊急度等による選択を行い、限られた財源の有効かつ効果的な活用に努め、安心して暮らせるまちづくりの実現のための予算編成に努めてまいります。

次に、2件目の一般質問に関する件にお答えいたします。

くずまきテレビでの議会中継については、私も町民の方々から視聴の感想や、これを歓迎する旨のお言葉なども方々で頂戴をいたしておるところであります。町民の方々の町政に対する関心が高まり、町政への積極的な参加意欲につながればと、そのように期待をいたしておるものであります。

さて、地方議会は地方公共団体の意思決定機関であることが憲法の上で明確に保証されております。そのため議会には、その権能と責任を果たすため議決権を中心に多くの権限が与えられていることをご案内のとおりであります。具体的には、地方自治法の議会の章にそれぞれ規定されている基本的なもののほか、他の章や他の法律において議会の権能として規定されているところであります。

その議会の権能を大別すると、おおむね12に分けられるものと言われております。議決権、選挙権、検査権、監査の請求権、説明の要求、意見の陳述権、意見書提出権、調査権、自立権、同意権、承認権、請願、陳情を受理し、処理する権限、報告、書類の受理権の12項目であります。

中でも、議決権は、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に挙げられる権限であります。報告に関する権限では、報告の受理権があり、監査委員の監査結果報告、議会の委任による町村長の専決処分報告、繰越明許費繰越計算書の報告、財政健全化法による健全化判断比率の報告等が義務付けられております。

ご質問は、一般質問において検討しますとの答弁を申し上げた事項について、定期的な報告が必要ではないかのご質問であります。

一般質問については、議員が行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所

信の表明を求めるものとされ、葛巻町議会会議規則第61条第1項では、議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができるものと規定されております。この議員の質問権は、町村の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の運営を監視する権能を有する議会の構成員である議員が、行財政全般について執行機関の所信や疑義をいつでもただすことができないと、その職務を十分果たすことができないことから、議員固有の権能として与えられているものでございます。

これまで一般質問の答弁において、検討しますとご答弁申し上げました事項につきましては、その後も真摯に検討させていただいております。私は町民の皆様方のご要望に対しては、できるだけ、可能な限りお答えしてまいりたい、そのように基本的に思っております。実現しておりますものも少なくない、そのように思っております。しかしながら、町が実施していく政策、施策や事業においては、長期的課題として総合計画に位置付けて議会の議決をいただいた上で推進を図ろうとするものや、中期的課題として総合計画実施計画などにローリングの上計画的に計上し実施していくもの、あるいは比較的短期の課題として、議会から予算の議決をいただいて実施していくものなど、その内容によりケースバイケースであります。予算措置のほか関係条例、規則等の制定や改正を伴う場合も少なくございません。さらに実施のために解決すべき諸条件の難易度が高く、時間を要する場合などもございます。また、住民や受益者のニーズの確認や既存制度の確認と関連する諸制度との整合性などの検討、あるいは財政的見地からの検討など総合的に優先度などを判断しながら推進していくべきものと考えております。

いずれにしましても、最終的には、総合計画の策定、予算、条例、契約など議案としてご提案申し上げ、議会の審議と議決をいただいた上で実現に至るものであります。このほか、議会の権限として法律上議会への報告義務が課せられているものについては、これまで同様にその義務をしっかりと履行してまいります。なお、議会の構成員である議員からの一般質問に関する定期的な報告義務については、そうした制度について特段の規定がないものと認識をいたしております。

以上のことから、現行制度の中で対応できればというふうに考えておるものであります。

また、先ほどもくずまきテレビを活用しながら、町長の行政的な情報提供なども定期的にするべきでないかという、そういった趣旨の話を頂戴いたしましたわけではありますが、今後について、その都度、必要な都度考えてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

ありがとうございました。

予算編成について再度お伺いしますけれども、五つの不安の解消に向けて、それを柱に

予算編成をするという答弁でございました。

これまで基金を増やし、財政健全化に努めてきたということで、さらには災害があったことから、これからも、その考え方は続けていくということだと思います。

町民目線で言うと、新しい2期目のスタート、町民目線は鈴木町政の変化といたしますが、新たな2期目に対する、1期目との違いを見たい、期待したいというのが、これは町民目線であります。したがって、それはどこで見るかということ、やはり予算だろうと思います。住み続けたい町というのは、もうキャッチフレーズで非常に皆様よく理解していますけども、それが数字に表れないと、事業名に表れないと、なかなか町民目線には伝わってこないということから、公約等も含めて、どの程度盛り込めるものか、この五つの不安解消の中に鈴木町政の色が出てくるものなのか、ちょっとその点について伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

24年度の予算編成ということでございますが、そういう中に町長の2期目の実質的な当初予算、初めての予算編成ということになるわけですが、そういう中で、先ほど申し上げましたように、安心して暮らせるまちづくりを主眼に、そしてまた、山村の持っている機能を十二分に発揮しながら一歩先を行くまちづくりを目指していく、最優先として進めたいというような考え方を、先ほど町長からも申し上げたところであります。

そういう中で、具体的には町長の掲げる三つの重点施策、安心して住み続けたい、そしてまた、夢のあるまちづくり、さらには、誇りの持てるまちづくりであります。そして、それを実現するための三つの施策を柱にして、町民と一体となりまして、その推進を図っていききたいというのが、町長から先ほど申し上げた内容であります。

そういう中で、その1期目といたしますか、さらに具体的に今回の2期目と大きな取り組みの対応ということですが、1期目は、先ほど申し上げましたように、どうしても自立できる財政基盤の確立というのが大きな課題であったと、このように思っております。そういう中で、一定の財源、そういう見通しも立つ中で、今度は大きく、特に葛巻病院の改築、さらには江川簡水の整備、統合、さらには中心部のまちなか活性化といたしますか、この整備、この三つが大変大きな事業として、規模にしてもかなり大きな事業として対応していかなければならないと、このようにも思っておりますが、これも年度ごとに整備するということではなく、これは平行して、やはり長期的な、そして4年間に総合的に考えていかなければならないものであると、このように思っております。そういう状況を見据えながらの予算編成ということでございます。

そういう中に、先般の庁議においても、この趣旨を課長等にも直接伝えまして、さらにそういう内容を基に今回の予算要望書の取りまとめを、そういう趣旨に沿って取りま

とめてもらうように、今鋭意進めておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

1期目は、いわゆる平成の大合併の特例法の期限がくるということから、単独か、あるいは合併か、その大事な判断をしなければならぬ期間でありました。それが自立を目指すということから、これからの4年間はその方向付けをする大事な期間になろうというように思います。したがって、会計年度独立という原則があるわけですが、その方向付けをするには、4年間という中期的な任期の中での、やはり段階的な予算編成のような、そういうものもあっていいのではないかと。例えば病院のお話がありましたけれども、その年になって、今年建てますということではなく、既にいろいろ質問が出ている中で検討期間、検討する年にすることでしたので、そういったものもしっかりと予算に組みながら、そして4年間かけてやるのだという、その中期的なものもあっていいのではないかと。あくまでも、いわゆる会計年度は独立の原則というものはあるわけですが、それはそれとして、今言った夢を実現するため、あるいは住み続けたい町の実現のためには、単年度のみならず、そういう4年間の中での、いわゆる予算編成のようなものを示した方がいいのではないかと、そんな気がしますけれども、これはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の4年間としてのトータルでの事業が推進されるような、何と言いますか、含めでの予算編成ということでございますが、そういう中で、従来ですとローリングというのは、3年間の事業でローリングを進めてまいりました。今回は、この4年間を見据えながらのローリングという形の中に今考えながら、その4年間にどういう事業を、財政的な部分もありますが、そういう部分等も検討しながらの4年間の事業として、今回目指している部分の位置付けという部分も、そういうローリングの中で一定の方向性が分かるように今回は進めておるところでございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

4年間のローリングという話がありました。まさに良い取り組みだろうと思います。そういった中で、町長の答弁にもありましたように、基本計画、来年最終年度になります。したがって、また新たな策定になるわけですが、そこら辺の、いわゆる抱き合わせと申しますか、絡みと申しますか、関連と申しますか、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

総合計画との絡みということでございますが、現在の計画は24年度がひとつの計画期間ということになっておりますが、今25年度以降の総合計画につきまして、今その準備を進めておるところでございますが、まさに今回の、これまでの計画の中では過疎計画等々におきまして、今回の病院の事業の関係等も位置付けはしておりますし、そういう中に中心部の整備、あるいは江川簡水等の大きな事業等についても、その方向性というのが過疎計画等にも位置付けとしてはしておりますが、そういう中に総合計画におきましても、具体的には今回の計画の中に、やはり重点的な位置付けというのは、しっかりと進めていくことに位置付けをしまいらなければならないと、このように思っております。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

予算編成については理解しました。4年間のローリングということで期待をしながら、また3月、3月という、ちょっと我々は任期満了になりますので、そのことは言えませんが、いずれ3月を期待したいというように思います。

続いて、検討事項の報告義務についてであります。

これは、現在報告しているわけではないということではなくて、このテレビという手段を利用してと申しますか、随分これまでとは大きな違いがあるような気がしております。本日も議会中継されていると思いますけども、これは対議会ではなくて、本当に町民向けの考え、意識をもって我々も質問をし、また皆さんも答弁をいただくという、その考え方が絶対大事だろうと思います。これは皆さん感じていると思います。いわゆる質問、答弁に多くの皆さんが関心を持っているということでもあります。

したがって、少し言い方は悪いかもしれませんが、検討します、さらに良いと前向きに検討します、そういった言葉というのは必ずのように出てくる言葉で、言ってみれば便利な言葉かなど、今までは感じておりましたけども、これからは町民の方々がその続きはどうなのだと、我々も当然過去のものとは再確認の意味で、あるいはどうしてもお願いしたいというものは再質問も時間をおいてやるわけですが、それはそれとし

て、重要課題等については議会との調整を図りながら、いわゆる情報を提供するという意味では開かれた行政運営と申しますか、政治姿勢ですね、そのような形につながるのではないかと、そういった意味で質問をさせていただきました。当然勝手にやると議会軽視という非難もありますので、議会との調整を図りながら、重要なものについては報告をして、したがって、検討するという言葉の重みというものを、このテレビ中継が始まってからは感じていただきたい、そのように思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の質問の中での、検討するということに対する重みということでございますが、これについては町長の答弁でも申し上げておりますように、真摯に受け止めまして、鋭意その解決に向けての努力と申しますか、しておるところでございます。

そういう中で、今回の答弁でも申し上げましたように、ひとつの重要事項と申しますか、そういったふうな、特にも諸手続というようなことの中では、長期的な課題については総合計画に位置付け、あるいは中期的な分については、さらに実施計画、ローリング等に位置付けながら進めたり、あるいは短期的なもの等々につきましては、議会での予算の編成、予算措置、議決をしていただいた中で進めると、そういうひとつの基本を持ちながら進めてきておるところでございます。

最終的には総合計画、予算、条例、規則、そういったふうなもの等々に関わる部分等もございますので、そういう中では若干、若干と申しますか、時間も相当かかると思いますか、そういったふうなこと等もございまして、どうしても検討するといいいながらも、受け流しているのではないかと一部思われたかもしれませんが、そういうことではなく、常にそういったふうな部分をそれぞれの所管での課題としても受け止めながら、その対策に進めておるところでございます。

特にも、これまでの中で21年、22年等々におきましても、かなりの経済対策等が進められたわけでありますが、その中でも、従来からのそういう課題等々も含めて、今回もそういうものを最優先しながら、その対策等々を整理してきたと思っております。いずれ、その検討というものにつきましては、特にも重く受け止めての対応を今後ともさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

例えば、いろいろ質疑の中で、そして、その後実現をした、あるいは実現の見通しができたというような場合でしたら、ものにもよりますけれども、やはり広く町民に関係

のある、関心のあるような、あるいは重要課題等については、例えば議会を待たずして、例えば記者会見のような、そういう番組を作る、これは規定がなければ作る方向で検討していただきたいと思うし、議会もテレビ中継があるので、これから、今やっているわけですが、そういったことで、悪いのは確かに報告しづらいわけですが、前向きなもの、あるいはステップが進んだようなものは生の声で町長自ら、テロップ、字幕ではなくてですね、これは、ぜひ必要だと思います。

例えば今字幕の中で犯罪の案件が、事案が出ています。あれなどは文章、文字ではなくて、やはり声で伝えるべきですよ、絶対に。そういった、ものによっては、やはり生の声で担当課長、あるいは町長というような形でやるべきではないかなと、本当に、非常にテレビの効果というのは、いろいろな方面であると思いますので、したがって、それを最大限に利用していただきたい。

例えば、私は過去にLED、町内街路灯をLEDにさせていただきたいと、これはどうしてもやってもらいたいということで、2度ほど質問しているわけですが、あのようにならばいいかもしれませんけども、また同じものを行っているのかというようになるので、あるいは、そういったもので進展があれば、議会との調整を図りながら、これは良い、前向きなことです。例えばそういうものがあつたら積極的に報告していただきたいと、その仕組み、規定を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの橋場議員の質問であります。

これまでも検討します、あるいは前向きに検討します、と申し上げたものにつきましては、内部で真摯に検討させていただいておりますことと、それからまた、軽く申し上げたつもりはございませんで、どれについても一歩前進、実現しているものの方が多いというふうには私は思っておるわけでありまして。この数年細やかなものについても、できるだけスピード感をもって町民の皆さんのご要望には応えてまいりたいと、そのように思っておりましてまいりましたものでありますので、多くのことが実現に向けて進んでいるものというふうには理解をいたしておるわけでありまして。

そういう中において、町長がその都度、議会の報告を待たずに住民に対して、くずまきテレビを活用しての情報提供もいいのではないかと、大変ありがたいご意見を頂戴したというふうには思っております。これまでも、どちらかと言えば、あまり町長が頻りにテレビに出るのはどうかと思って、私自身少し控えておった部分もあつたわけですが、今後におきましては早い時期に情報を伝えるという意味でも、大いにくずまきテレビを活用させていただきたい、そんなふうには感じておるところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

先ほど後段に商店街の、中心市街地の関係の街路灯、ああいうものも何回もやればいいかもしれませんが、やはり、そういう動き等があれば、あるいは災害の話も、これはいち早く町民に伝えるということが必要だろうと思います。

それともう一つ、字幕では、もちろん情報提供できていますけども、ずっと朝から晩まで字幕を、テレビを見ているわけにはいかない。したがってデータ放送があるわけです。自ら選んで自分の都合のいいときに確認できる。ところが見られない方もあります。いわゆるチューナーの関係でデータ放送が見られない。そういった方は、ずっと朝から晩まで字幕を見ていけば入手できるかもしれませんが、それは不可能であります。したがって、そういう方がどのくらいいるのか。

あるいは、くずまきテレビをどのくらい見ているのか、前にアンケートを取るような話もあったと思いますけども、そこら辺の実態の確認といたしますか、できているのかどうか、その点も併せてお願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

前にもくずまきテレビの視聴状況につきまして調査をしたいというふうに申し上げてございます。災害等もあったり、いろいろな関係の中で、今全体的にという部分ではできないでございましたが、とりあえず地区を選定して調査をしたいということで、今そのように考えてございますので、あまり時間をかけないで第一弾の把握の方は進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほどLED化についての、街路灯との関係等も含めながら、数年前からご質問していると、質問があったということで、それに対する検討ということで進めてきたわけですが、経緯を若干お話をさせていただきますが、橋場議員さんから、数年前からLED化、あるいはCO2の削減、省エネ化、そういったふうなこと等についての各施設のLED化についてのご意見、ご提言をいただいております。

そういう中で、ちょうど2年前であります、県の公共施設に対する省エネの事業等がございまして、その際には6カ所、くずまき高原牧場、プラトーを中心としたLED

化、それから運動公園を含めた街灯といいますか、これらのLED化、さらにはウッドイ、道の駅、それから、ここ中心部の街路灯等についての、県の方にその候補として申請した経緯がございますが、そういう中に1カ所だけ、くずまき高原牧場だけのLED化について採択になったという経緯がございます、それが22年度に採択されまして、繰越事業で今回7月にそれが完成したところでございます。

そういう中にも、さらに3月の3.11以降特にも節電、あるいはそういう省エネというのが大変、今回の原発に代わる代替エネルギーといいますか、そういったふうなものとしての気運といいますか、要望も高くなってまいりまして、そういう中に、いろいろと検討をしてみまして、そういう中で防犯灯のLED化ということで、これも9月にそういったような考えの基に、840の防犯灯が町内にあるわけですが、その半分の420を今回事業化に向けて取り組んでいるということでございますし、そのほか庁舎内のLED化についても、蛍光灯の取替事業等についても予算措置をしておるところでございます。併せまして、中心部の街路灯のLED化につきましてであります。これまでですと、器具の部分全部取り替えなければならないというような部分等もございまして、そうしますと、この補助事業がまだ7年くらいしか経過しておりませんので、その耐用年数といいますか、これら等の問題等もございまして、なかなか、そういう対策は、対策といいますか、進めることができなかったという経緯もございまして、そういう中で、今回そういう取扱事業者等との、いろいろ自分たちの方としての考え方を伝えまして、そうしましたら、今電球だけを取り替えられるというようなこと等も、今最近になって、そういう情報も入ってきましたので、ぜひ、そういう観点の中で、その中心部の街路灯のLED化についても、そういう検討という中でも、具体的にそういう形の中に進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

若干質問が逸れましたけども、答弁をいただきまして、ありがとうございました。

いずれ住民サービスで大事なものは情報の公開、しかも分かりやすく、見やすく、それが大事だと思います。また、政治姿勢を明らかにするという意味では信頼にもつながりますので、今後くずまきテレビを大いに有効活用していただきますようお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時まで休憩します。

（休憩時刻 11時44分）

（再開時刻 13時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。

5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から通告している3件について、町当局の考えをお伺いいたします。

1件目ですが、原発事故の影響について、東京電力の原発事故は様々な影響を及ぼしております。

当町は第1次産業を基幹としておりますが、市場価格の下落と成牛市場の中止は農家が廃用牛として出荷できないことから、牛の更新が進まないことにより乳量の低下を招いており、経営がさらに厳しい状況にあります。畜産、酪農への影響額を把握しているのか。

また、JAグループでは東京電力に対して損害賠償請求を実施しておりますが、他の事例と照合すると今後の見通しをどのように捉えるのか。また、損害賠償請求をスムーズに進めていくには町としてどのような対応をしていくのか伺います。

2件目ですが、集落道の改良、整備について、五日市地区のシッペナイ沢沿いの集落道は道幅が狭く、片側は川という状況にあり、今後福祉バス、緊急車両の必要性が生じた場合、難儀することが想定されます。改良整備の考えはないのか伺います。

3件目ですが、交流人口の受け入れについてであります。

交流人口が増加している当町において、3月11日の大震災による原発事故以来、クリーンエネルギーに取り組む当町がメディアで多く取り上げられ、各団体や行政視察が多くなっています。町を通しての視察は案内がありますが、県内外から個人で町に来られた方々はエネルギー施設を見つけることができず、道行く人たちに尋ねられる状況にあります。受け入れ側の体制として行政視察、あるいは個人で来町していただいた方々には目的が達せられ、満足いく心で帰っていただきたいと思っております。また、町には多くの体験施設や主要な施設があります。我が町は三方峠がありますが、クリーンエネルギー施設や主要施設、アクセスの案内標識の充実が必要と思われれます。以上3件についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問にお答えをいたします。

まず、1件目の原発事故の影響についての質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、9月の定例議会におきましてもお二人の議員から同様の質問をいただき、お答えをいたしておりますが、東京電力への損害賠償請求が始まったこと以外、それ以降大きく状況が変わっていないところであります。

まず、1点目の畜産、酪農への影響額等の把握についてであります。出荷制限が解

除されても成牛市場が開かれないため、畜産農家は廃用牛の処理など、前回にもご答弁申し上げましたが、主に次の3点で影響を大きく受けております。

一つ目は、廃用牛を出荷できなく、農家は廃用牛の処理に苦慮していること。

二つ目は、市場の受け入れ、市場取引に限りがあり、市場が滞留していること。

三つ目は、市場価格が低迷していることであります。

これら市場出荷に伴う影響が極めて大きくなっており、出荷した頭数と過去の市場価格との差額から影響額を試算することは一応可能であります。その他の風評被害等現時点での町全体、あるいは各農家の影響額の把握は難しい状況にあります。

県では対策として、金ヶ崎及び外山の2牧場で廃用牛の受け入れを行うとのことですが、十分な対応とは言えない状況にあると思われ。県内の公共牧場等の有効利用を進めるよう、また、市場での流通が促進されるよう強く要望をいたしているところであります。先般の盛岡広域振興局幹部と町幹部との意見交換会の席上におきましても、当町の畜産開発公社の牧場などで受け入れが可能である旨を県の担当部局へ伝えていただくよう重ねて要望をいたしたところであります。

2点目の東京電力への損害賠償請求についてであります。補償基準における主な損害賠償項目は、出荷制限等に伴う営業損益及び風評被害であり、JA及びJA中央会等で組織するJAグループ東京電力原子力発電事故農畜産物損害賠償対策協議会が県と連携して取り組み、同協議会が生産者分を取りまとめて請求することとなっております。

損害項目及び請求時期については、その発生状況や影響度合いに応じて請求時期を決定することとしております。本町分につきましては、8月及び9月分の初妊牛及び和牛子牛について、11月14日に損害賠償請求が行われたところであります。その内容は、過去2年間と今年度の市場での価格差分について算定したものであり、請求の合計額は6,120,000円と聞いています。

3点目の今後の町の対応についてであります。これまでも県や農協等関係機関、団体と協力しながら、畜産農家に対する迅速な情報提供に努めるとともに適切な飼養管理が図られるよう酪農家へ周知徹底してきたところであります。併せて、速やかに東京電力による損害賠償が行われるよう、引き続き関係機関に強く要望をしております。

次に、2件目の集落道の改良整備についてお答えをいたします。

これまで、住家があり生活道路として利用されているような道路では、比較的小規模なものについては、国等の補助基準に該当せず町単独事業となることから、整備の行き届かないところもあると認識をいたしております。私は、なるべく早く、町内のどこに住んでおっても泥道や砂利道を通らないで、だれでも国道や県道などの公道に出ることができるようにしたいものだとして常に考えております。これまでも、地域の要望も踏まえながら現道のままの簡易舗装など、なるべく経費をかけない工法で少しずつ整備を進めてきたところであります。

今後においては、ご質問の路線も含め、各地域の要望もお聞きし、優先度を見極めながら、切削材を利用した簡易舗装や側溝等の設置、改修など日常生活の利便性の向上につながるような、小規模で事業効果の高い改良整備について、町内全域を対象として計画的、効率的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

3件目の交流人口の受け入れの対応についてお答えをいたします。

町内のクリーンエネルギー施設を始め、町外からの入り込みがある公共施設等までの来町者に対する道案内につきましては、町や観光協会、第3セクターを始め、設置者や地域によるものまで様々な形での案内機能の充実に努めてきたところであります。ある程度の水準に達しているものではないかとの認識にも立っているところであります。

一方、施設までの所要距離などを表示するアクセス案内については、主要道路沿いに新たに設置する場合は、景観上の問題、その数や場所など、実現までに時間を要することから、まずは町のホームページや観光パンフレットなどに必要な情報を追記するなどの対応を進めてまいります。併せて、町内の事業者のご協力をいただき、簡易的な観光案内所として、町外の方が立ち寄りやすい店舗などに観光パンフレットや案内地図を常置してもらい、従業員がしっかりと丁寧な道案内ができるような体制を整えるなど、来町者からの好感度も上がるような対策を講じてまいりたいと考えております。よろしくどうぞご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

ただいま答弁いただきましたが、3日付けの紙面であります、原発事故により東京電力から本県農協に1,900,000,000円の支払いと載っておりました。本県の畜産農家3,600人が損害賠償したうちの確定した分の9割が支払われるということでありました。まだ未確定な部分は含まれておらず、とりあえずの概算払いという内容でありました。

当町がこのくらいの被害を受けているわけではありますが、いささか6,120,000円ほどのものかと、私たちはちょっと懸念されます。また、今回の原発事故によることによって、市場価格が元に戻るまでには、やはり相当な時間を要すると思われまじし、しかしながら、東京電力では、例えば個人を対象にした原発事故の損害賠償請求1回目の請求の20,000件のうち、合意に達したのが約1,000件に止まると報道されており、誠意あるスムーズな対応が望まれますが、JAグループを後押しするため、第1次産業を基幹とする行政間の連携も重要と思われまじし、やはり、そのテーブルには行政も本当は入るべきだったのではないのでしょうか、この点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

東京電力の賠償請求という話の中で、請求につきましては、先ほど町長から答弁申し上げましたとおりJA、あるいはJAグループ等で組織します対策協議会が、その農家の請求分を取りまとめて請求することに現在はなっているわけです。

このことについては、当然私等行政、県は一部この中には意見を申し上げ、状況等を

把握しているとは伺ってございますが、これまでも町に対してそういった説明とか、あるいは町からの提言等を申し上げる機会はなかったものですから、機会あるごとには随時情報等を提供していただくようにJA等には申し上げてきているものでございます。

そういった中で今回の、先ほど、金額的には町内の分は額的に6,120,000円ほどですので、このことについての内訳等についても、詳細についてJAからも聞きながら、今後さらに早期に新たな部分、8、9以外、それ以降の分について、速やかに請求し、年内に支払いできるように現在要望しているものでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今回の分は確定的な分の支払いということでありました。未確定の部分の要素というのは、どういう部分なのか。未確定な部分ですから、こういう場所において、はっきりとした返事は、返事といたしますか、金額は出てこないと思いますが、未確定額はどの程度のものが予想されるのか、その点についてもう一度お願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

今回6,120,000円の内訳は、8月、9月分の子牛、スモールと和牛子牛の分と伺ってございます。そのほかに8月、9月分、成牛廃用牛、あるいは和牛廃用牛等の部分もあるわけですが、その廃用牛、あるいは和牛廃用牛につきましては、と畜の理由、あるいは診断書等の添付書が必要ということで、今回見送られると伺ってございます。一度家畜全体を請求したと伺ってございますが、この廃用牛と和牛については12月に改めて請求するとなってございます。

それから、政府といたしますか、東電に対する営業損失については、当然風評被害等も請求することができるわけでございますが、これも先程来申し上げておりますとおり、現在は過去2年間の市場価格と今回実際出荷している部分についての差額だけを請求するものとなってございますし、今後につきましては、その協議会がさらに決定時期、あるいは項目等については随時決定しながら、優先順位を決めながら請求するというふうに伺ってございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは11月、12月に入ってから、その今未確定部分の分が損害賠償請求されて、農家の方に回ってくるということですね。よろしいでしょうか、それで。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

それ以降の分については、とりあえず12月14日に請求が行われるというふうに従ってございます。なお、8、9の6,120,000円につきましては、12月19日に農家に支払われる予定と従ってございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

初任牛が290,000円から300,000円での取引という、極端に言うと、最高値のときの半値であります。畜産酪農家にとって成牛の販売、そして販売牛のみが唯一の所得であります。今回の東京電力に対する損害賠償請求に期待している現実が、今の畜産経営なのであります。この底冷えというのは、私たち酪農家だけではなく町内産業にも、また雇用にも、景気にも影響するのではないのでしょうか。その点については、どう思われていますか。また、このことは町税に対しても響いてくるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

ただいまご質問ありましたとおり、そういった認識でおります。基幹を酪農、畜産に据えている町でございますので、当事者、酪農家のみならず、町への影響というのも大きいと思っております。当然年末を控え、支払い等々新たに出てくる時期でございますので、そういった面からも東電に対して速やかな支払いを求めているものでございます。ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

町ができることというのは、どういうことができるのでしょうか。

私たちは、以前BSEが発生したときでも、消費者にばかり期待しないで、やはり市

場を動かすには、私たち生産者自らもそのものを消費することが市場原理を動かすという、その働きがあるのではないかとあって、私たちは地産地消に努めました。

今回も、JAの方でも、やはり韓旋の牛肉とか豚肉なんかもセットであれしておりますし、今でこそ安全なものしか物流しないという、消費者に対するPRというか、また徹底した検査体制が消費者の安心、安全な食物になるという安心感が、今のこの消費の低迷を、やはり動かすのではないのでしょうか。畜産公社の経営者である町長、この点どう思われますか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

そういった取り組みももちろん必要であると思いますが、やはり今回の場合は、それともまた違いました、責任の所在を明確にしながら、しっかりと請求をしていくという方向を考えてまいらなければならないというふうに思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

私たちは本当に今回の東京電力に対する損害賠償請求に対して、本当に期待するものでありました。いささか、このくらい、半年以上経っても疲弊している状態、状況でありながら、確定的な部分が6,120,000円、後の未確定額に対しては12月中旬以降に支払われるということではありますが、やはり原発事故発生以前に戻るまでには息の長い、私たちが請求と損害賠償の支払いということがスムーズに行くには、やはり私たちはJA、県、そして行政間の連携というのが、押し上げていくという、その力が動かすのではないかとされます。息の長い時間がかかると思いますが、町長においては、あらゆる場面において、全国でも発言する機会がありますので、この点に対しては要望を強くしていただきたいと思います。

次に2件目に移りますが、今ご答弁いただきましたが、町内には同じような状況の箇所もあるかと思われま。高齢化の時代でありますから、大抵の多くの方々は介護サービスを受けられます。夕方、朝、デイサービスを利用される方々の介護、福祉バスが往來します。また、緊急車両の要請があれば1分でも早い到達が望まれることから、今一度今回質問の地域以外も検証され、改良、整備が望まれますし、以前は一度利用されたものは廃棄物と見なされてきましたが、資源の再利用でコストを抑えながら整備が進むことを望みます。これは要望で終わります。

次に3件目に移ります。

ただいま3件目については、町長からは行政側はある程度の整備が進められているし、また、総合案内標識のようなものは景観上、また、場所まで時間を要するとありますが、

ホームページのパンフレット、従業員の丁寧な案内で来た方々に満足がいくようにと言われておりますが、テレビコマーシャルでも、よし、葛巻に行こうと呼びかけておりますが、例えば最先端の情報網を駆使して町に来られた方々、それこそ行政を通じた方々は間違いなく見たいと思うところ、また、葛巻の自然の良さを満喫して帰られると思いますが、そうでない方々、私たちは上外川の方に位置しているわけではありますが、度々県外ナンバーの方々に道を尋ねられます。この間も道を尋ねられたものが福島ナンバーの高齢者の方々だったけども、道を教えたのですが、その道をまっすぐ行くことができたのか、目的地に達したのか、とても心配されておりました。行政側の満足度と、個人で来られた方々が、行ってみたいと思ってきた葛巻は面積も多く、そしてカーナビにも載らないような枝線の道路があります。その方々の、私たちは声を聞くことができないのです、個人で来ているのでありますから。だから、それは自己満足とは言いませんが、やはり私たちも、よその行ってみたいところ、県外に行って見たとき、案内がなくて道に迷ったとき、道を歩いていて訪ねる人がいることができれば、これは幸いですし、目的地に達することができれば幸いです、そうでない方々もいるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今いろいろご質問をいただきましたが、おいでいただく方には行政を通じて、視察という形でおいでいただく方も相当多いわけですが、それ以外にもテレビを見たりとか、いろいろな形の中で、じゃあ葛巻へ行ってみようというようなことでおいでになっている方々も相当にいらっしゃるのではないかと思います。そういった中で、視察以外でおいでになる方についての懸念というお話であろうかと思います。

風力施設もそうでございますが、最近、今話にもございましたが、カーナビというようなことで、かなり、そういう案内機能の充実した車も多いと思いますし、そういった中には表示されるような路線ではないかなというふうに思っておりますし、ある程度遠くからおいでいただく方々については、普通は事前にある程度調べていただくということもあろうかと思いますし、あるいは、それでも分からないということもあろうかと思います。そういった場合に、先ほど町長も答弁させていただきましたが、その辺、近くにいる方々から聞いていただくとか、いろんなお店とか、そういう入りやすいところに寄っていただくこともあるかもしれません。そういうことによって、そこにも町外の方とのコミュニケーションも生まれたり、あるいは商店であれば、それなりにメリットもあるかもしれませんし、そういうところに寄っていただいたときに、しっかりと、そういう説明なり案内なりができるようなことがあれば、さらに交流も深まったりというようなこともあろうかと思いますので、そういった部分も、ひとつソフト的な面としては重要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、案内板的なものにつきましても、すぐにということではございませんが、

ローリング等3年でやっているわけですが、その中には現課等からは出ている部分もございますので、そういった部分まだこれから調整ということになります。そういった部分も含めまして、総合的に今後進めてまいりたいと考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

例えば、国道340号線から滝沢上外川線の入り口にJパワーの看板が立っていますが、地元の人には分かって、町外からいらした方々には、走行しながらだと分かりづらい、風力発電が稼働し始めた当初も、場所も、帰る道も分からず道に迷う人が多いと、上外川自治会で案内を設置していただきました。葛巻中学校の太陽光発電施設も、案内板もなければ、フェンスも倒れたままでした。現在補修中ではありますが、その道路はでこぼこであり、道路の真ん中には電柱が立っており、今後も多くの視察が予測されますが、この点についても整備が必要と思われませんが、この点についてはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

いろいろ太陽光発電施設、葛巻中学校のところのお話なのかなと思ってございますが、フェンス等についても修復等が進んでいるのではないかとこのように思っておりますが、元々町営住宅があった場所で、現在NOSA1さんが建ったりというようなことで、当初の利用形態と変成してきたという部分もあって、電柱がちょっと、現時点ではふさわしくないような形のところに設置になっている部分もあるかなということではないかと思いますが、そういった部分についても、費用が若干かかるような場所でもあるように思っておりますので、今後その辺については課題として対処できるようなことを検討してまいりたいというふうに思っております。

それ以外にも、前にもご指摘をいただいて、上外川地域として対応をしていただいた部分、あるいは340号線からの入り口のところの看板等も設置させていただき、あるいは道路標識等も文字等の訂正をさせていただいたという、前に対応した経緯もございまして、そういった中で、ある程度そういう対応もしてきたという部分でご答弁をさせていただいたところでございますが、そういった部分につきましては、こちらの方に特にいっぱい、その意見等を町外の方からいただいたというようなこと等はあまり、これまでございませんでしたので、今回いろいろいただいた部分も含めて、対応等できる部分については対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

私も今年上外川の頂上に行ったとき、その頂上のところで迷っている方々がおられました、40代くらいの方々ですね。ここから盛岡に行けると聞いたのですが、どちらの道を行ったらよろしいでしょうか、と聞かれました。どちらを行っても盛岡には行くのですが、早坂方面に行った方が近いでしょうということでも教えてあげましたが、でも、どうなのでしょう。たまたま私がそこを通ったから、その人たちは聞くことができた。だから、アクセス道路の大切さというのは、そういうところだと思います。葛巻はやはり面積が広いのです。本当に道路もたくさんあるし、一步間違えると戻ってくるといっても、それは、もちろん大変なことであります。そういう、やはり主要な施設があるところには、やはり総合案内板が必要でありますし、自然景観を損ねないためには、町には木材が豊富にありますので、そういう木材を活用した総合案内板、私たち、町だけを通り抜ければいいのではなくて、この町、この道を通ったら、早坂を通って盛岡に行く、こっちを通ったら小屋瀬方面を通ってとか、やはり、そのくらいの、人を招くということでは来ていただいた方々が迷うことなく、また行ってみたいと思った町が、もう一度行ってみたい町といいですか、そういう思いやりのある、行き届いた町であってほしいと思います。

従業員と言いましたが、確かにプラトーとかグリーンテージなんかだと従業員がおりますが、やはり一般商店にも、そうなのであればパンフレットも配布して、立ち寄った方々にパンフレットで道案内をしていただくのも当面の課題であると思います。

葛巻中学校は町有施設でもありますし、発電施設でもありますし、葛巻の重要な財産でもあります。フェンスが倒れてから、春先だったのですが、大雪のこともあったでしょうが、今冬の入り口になって修繕、補修がされているという現実であります。

やはり行ってみたいと思ってきた方々には、個人であっても、やはり満足して帰っていただき、次にはもっとたくさんの人を連れてこようと思われるような町であってほしい、そういう思いやりがあるというには、やはり交流人口が500,000人というのですが、やはり個人で来た方々も、最先端の情報通信を持たないで来られる方もいらっしゃいます。そういう人たちが道を迷うことなく、目的を達せられるためには総合案内が、やはり私は必要だと思います。三方を峠に囲まれておりますし、風力発電施設とか、そういうところには、やはり人が来る場所です。どの道を行ったら、どの方向に出るのか、それくらいはすぐできることではないのでしょうか、今一度お願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

最初に町長の答弁で申し上げましたが、町内の事業者の方々、商店等の協力をいただき、簡易的な観光案内所として町外の方々が立ち寄りやすい店舗などに観光パンフレッ

トや案内地図等を常置していただき、そこの従業員がしっかりと丁寧な道案内ができるような態勢を整えていきたいということでございますので、そのことによって町の好感度も上がるような対策にしていきたいと思いますということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それはすぐにでも、これから冬期間を迎えて、なかなか交流人口と言っても、なかなか少なくなる時期ではあります、一番先にできることは、まず、そういうことが、一般商店にもパンフレットを置くということではできることなのですね。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今申し上げたとおりでございますが、今観光関係のアクションプランと申しますか、今そういったものがございませんので、そういう町内においていただいた方々の観光関係の対応、それから物産の販売振興、そういった部分も含めまして、観光振興プランのようなものを策定したいということで、現在進めてございます。

その中で、今月におきまして、町内のセクター等から集まっていたいて、いろいろ意見をいただくほかに、町内の商店とか、事業所とか、そういう方々にも声をかけまして、そういう町内の商店の方々から見て、そういう案内とか、そういった部分について、どのような意見をお持ちなのかということもお聞きしながら、こういう話もご提案申し上げながら、意見も聞いて、それを計画の方に反映させたいということで、今月そういう機会も実施しようということで、今計画を進めているところでございますので、そういった商店の皆様、普段そういう案内とか聞かれて、いろいろ対応させていただいている部分も、かなりあるかと思っておりますので、そういった部分をお聞きしながら今後対応してまいりたいなというふうに、今考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

葛巻にぜひいらしてくださいと私たちも言います。行政視察の方々には満足して行かれると思いますが、個人で来られた方々も、例えば遅くなったときは、やはり宿泊施設も私たちの町は持っているのですから、そういう活性化のある町にしていくには、どういうふうにすればいいかというのは、やはり総合案内板があって、遅くなったらこ

の場所に泊まっていけるとか、ここに行くとかいうものが食べられるとか、この道に行くには、早道をするには、この道がいいとか、やはり、それは景観上と言いますが、今木材というのは本当にたくさんありますし、木材を使用するということは森林の町でもありますから、全然その景観を損ねるということはありません。ぜひ来ていただいた方々には満足してもらえるようなまちづくりをしてほしいと要望して終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 13時38分）